

介護保険係へ質問、照会があった主な事項

1. 他市町からの入所・入居系施設への転入について（地域密着型事業所以外）

- 転入した場合の住所は、実際の居住地（施設の住所）で住民登録をしてください。（家族の住所等、実際に居住していない場所での住民登録をしている場合があります。）
- 入所・入居系施設のご理解、ご協力をお願いします。

市町村を越えて、入所・入居系施設へ住所を変更する場合は、**従前の住所のあった市町村の介護保険被保険者**となります。（「住所地主義の特例」法第13条）

これは、ある市町村に施設が開設されると、他市町村に住所を有していた人が入所のために施設所在地の市町村に転入してくることで、施設所在地の市町村の介護保険財政が圧迫されることを抑制するための制度です。**介護保険財政が圧迫されることで、その市町村の被保険者の介護保険料の増額へとつながっていきます。また、市町村は財政圧迫を避けるために、施設の開設に抑制作用が生じてしまい、その市町村の住民が必要な施設サービスを受けにくくなるという結果にもつながっていきます。**

2. 介護サービスの提供拒否や利用制限に関する考え方について

- 介護サービス事業者は、正当な理由なくサービス提供を拒んではいけません。
- 正当な理由とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外にある場合、③その他利用申込者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難な場合、とされています。
- 利用者又は家族の背信行為や他利用者や職員等への他害行為等が生じた場合は、即提供拒否とするのではなく、対応策の検討をするなどサービスの提供継続に向けて、最大限の努力を尽くす必要があります。
- 特定の事業者のサービス利用を故意に勧めて、他の事業者への利用を制限することはできません。居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所は、必ず複数のサービス事業所を紹介してください。

3. 介護職員の医療行為について

- 何が医療行為に当たるのかを確認しながらサービスの提供をしてください。
- 医師等より指示があった場合や、家族ができるような一見簡単な行為であっても医療行為にあたる場合があります。

例) 臀部に褥瘡あり。失禁後のおむつ交換時にあわせて軟膏塗布、保護テープ貼りをする場合。

⇒褥瘡がある場合は医療行為となるため不可。通常の軟膏塗布は介護職員で可能。

4. 居宅療養管理指導の利用について

●この事業は、通院が困難な利用者が対象となっています。利用の検討をする場合は、サービスの対象となり得るのかを確認してください。入居系施設の場合は、入居者が一律に対象とはなりませんのでご注意ください。

5. 第1号通所事業の送迎について

●サービス利用に際し、必ずしも送迎をしなければならないわけではありません。利用者の状況に応じて、自立支援や機能訓練上で必要とするのであれば、利用者自身での来所等は可能です。

●送迎をせず、利用者自身での来所とする場合は、サービス担当者会議等において、安全性や交通手段等を十分に検討し、利用者の同意を得たうえで実施してください。

●第1号通所事業の報酬には、送迎サービスも包括していますが、送迎をしない場合であっても報酬単価は送迎を実施した場合と同様です。

6. 終末期における要介護認定やサービスの利用について

●要介護認定においては、終末期の申請者は特に配慮をすることとしています。早期に認定結果を出せるよう処理をしていく事となるため、申請時は終末期であることを申告してください。

●訪問調査は、通常は環境や心身状態が安定してからの実施としていますが、終末期の申請者の場合は、状態が安定していない場合であっても訪問調査を実施しています。なお、訪問調査を実施できないうちに死亡された場合は、認定結果を出すことができませんのでご注意ください。

●終末期においては、短期間で入退院を繰り返したり、数日のみの在宅介護となる場合も想定されます。たとえ1日のみの在宅介護期間であったとしてもサービスの利用は可能です。

7. 感染症対策における事業者の対応について

●新型コロナウイルス感染症により、サービス提供においては通常に対応と異なる状況が多々必要となってきます。国や県、市からの通知等は、随時確認をお願いします。

●事業所職員や利用者等が新型コロナウイルスの感染の可能性が出た場合（PCR検査を受ける等）は、市へ報告をおねがいします。その際に受けた情報は、感染対策以外での利用はせず、個人情報に十分に注意を致します。

8. コロナ禍における運営推進会議の開催について

●新型コロナウイルス感染防止対策により、複数人での会議等の開催を中止する場合がありますが、運営推進会議は開催が必要です。ただし、開催方法は、郵送での文書開催や開催自体の延期も可能となります。

●開催の中止は想定していませんので、ご注意ください。

9. コロナ禍における介護保険サービス等の利用について

●「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25

日変更)) (新型コロナウイルス感染症対策本部決定) 三 (3) ①において、外出の自粛が促される状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされています。外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限をせず、基本的な感染対策を徹底してください。

●施設等入所・入居の場合に、感染症予防対策として外部サービス利用を中止するような措置を一律にすることはできません。(併設又はグループ事業所のみ利用に制限するなど)

●やむを得ず、介護サービス等を中止する場合は、代替案を提示する等の必要があります。ただ中止するのではなく、従来の心身状況や生活上に支障がでないような措置が必要です。

●ただし、感染が流行している地域では、人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応が必要となる場合もあります。